

大田市公告 第 1 2 5 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により大田農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書
を大田市役所産業振興部農林水産課において縦覧に供する。

令和4年11月25日

大田市長 楫野弘和

